

第一部

県内全域で利用できる公的助成制度

制度の見方

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号

目的に合わせて制度を分類しています。

①新築・購入

省エネ住宅新築等事業費補助金 制度名	・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入 ・県内中小工務店が施工すること ・ZEH 水準の省エネ性能を満たすこと ・子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること ※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「みらいエコ住宅 2026 事業」が利用できます。 ※国の補助金を受けた住宅は当補助金の対象外です。	静岡県 住まいづくり課
	定額 40 万円/戸 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大 30 万円の補助加算 さらに、しずおか優良木材等のうち、森林認証材を使用した場合は、最大 10 万円の上乗せ加算	054-221-3084
みらいエコ住宅 2026 事業	みらいエコ住宅事業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築すること等。	みらいエコ住宅 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789
給湯省エネ 2026 事業	給湯省エネ事業者と不動産売買契約を締結し、高効率給湯器が設置された新築住宅(注文・分譲)を購入すること等。	給湯省エネ 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789

制度表には、
制度名、制度概要、補助額等、問い合わせ先、電話番号などを記載しています。

※制度は、令和 8 年 4 月 1 日時点のものを掲載しています。

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
しずおか住宅ローン優遇制度	下記のいずれかを満たす場合に、住宅ローンの金利の優遇、または、手数料を割引きます。 【TOUKAI－0型】 昭和56年5月以前に建設された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満となったものを、除去して建替える場合 【しずおか木の家型】 「しずおか優良木材等」を住宅全体の50%以上使用した木造住宅を新築・購入する場合 【住宅性能表示型】 新たに設計住宅性能評価を取得して住宅を建設する、または、取得している住宅を購入する場合 【長期優良住宅型】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅を建設、または、認定を受けている住宅を購入する場合 【定期借地型】 土地の有効利用を促進するため、定期借地権制度を活用して住宅を購入する場合 【リフォーム型】 優良な住宅ストックの形成や健全な住宅市場の整備促進のため、住宅をリフォームする場合	静岡県 住まいづくり課
	各金融機関による	054-221-3071

○ しずおか住宅ローン優遇制度取り扱い金融機関一覧（令和8年4月1日現在）

金融機関名	優遇内容	問合せ先（電話番号）
静岡銀行	リフォームローン（しずぎんリフォーム天国） 基本金利から0.2%優遇	各相談ラウンジ 三島 0120-86-0619 御殿場 0120-86-0659 沼津 0120-86-0614 富士 0120-86-0627 富士宮 0120-86-0196 清水 0120-86-0276 静岡 0120-86-0249 東静岡 0120-86-0249 藤枝 0120-86-0293 掛川 0120-86-0975 磐田 0120-86-0994 浜松 0120-86-0926 浜北 0120-86-0844 葵町 0120-86-0954

スルガ銀行	融資手数料優遇（リフォーム含む）	各支店 本店営業部 055-961-0080 沼津セントラル 055-926-1001 三島セントラル 055-971-1212 伊豆長岡 055-949-1241 熱海駅 0557-81-9137 伊東 0557-37-0080 下田 0558-22-0888 御殿場駅 0550-82-1122 富士吉原 0545-52-5000 清水 054-352-5137 静岡岡 054-252-0141 藤枝 054-641-3455 掛川 0537-22-5121 浜松 053-454-1050
清水銀行	住宅ローン当初固定金利期間選択時 基準金利から 0.4%優遇（リフォーム含む） ※他の優遇制度との併用不可	各ローンセンター 東部 055-975-3001 富士 0545-52-8020 清水 054-351-2220 東静岡 054-281-5200 静岡岡 054-245-6111 藤枝 054-646-9777 浜松 053-469-1122
静岡中央銀行	住宅ローン基準金利から 0.1%優遇（リフォーム含む）	各住宅ローンセンター 岳麓 055-962-3300 静岡 054-262-3232
しずおか焼津信用金庫	住宅ローン基準金利から 0.1%優遇	お客様サポート部 054-270-8011
静岡信用金庫	住宅ローン基準金利から 0.1%優遇（リフォーム含む） フラット 35 定額手数料半額	営業推進部 054-254-5535
浜松磐田信用金庫	住宅ローン基準金利から 0.2%優遇	夢おいプラザ 053-463-1164
沼津信用金庫	住宅ローン取扱手数料半額 住宅ローン基準金利から 0.1%優遇	融資部 055-962-6766
三島信用金庫	住宅ローン適用金利から 0.05%優遇	マーケティング戦略部 055-973-5565
富士宮信用金庫	住宅ローン基準金利から 0.1%優遇	融資部審査課 0544-23-3117
島田掛川信用金庫	住宅ローン金利優遇項目の 1 項目として取扱い	営業統括部 0547-39-5006
遠州信用金庫	ファイナンシャルプランナーによるライフプランニング相談を無料でご利用いただけます	ライフサポートプラザ 053-435-8150
J Aふじ伊豆	住宅ローン基準金利から 0.1%優遇	融資指導課 055-933-7001
J Aしみず	固定金利期間満了時の金利から 0.2%優遇	ローンセンター 054-367-3268
J A静岡市	所定住宅ローン商品の事務取扱手数料割引	融資推進課 054-288-8447
J A大井川	住宅ローン借入者に地元産米贈呈	金融部融資課 054-646-5143

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
J Aハイナン	住宅ローン借入者に茶ぐりん（ボトル缶）贈呈	ローンセンター 0548-22-8060
J A掛川市	住宅ローン借入者に掛川茶（ボトル缶）贈呈	ローンセンター 0537-22-4118
J A遠州夢咲	引越費用 25%割引、ホームセキュリティ契約にて最大 15,000 円キャッシュバック、大型家具 5%割引 ※JA 提携企業の利用に限る	融 資 課 0537-73-6924
J A遠州中央	全期間変動金利型住宅ローン・固定金利特約付住宅ローンの基準金利から 0.1%軽減	金融推進課 0538-30-7300
J Aとぴあ浜松	変動固定ミックス型住宅ローン、固定金利特約付き住宅ローンの基準金利から 0.2%軽減	金融共済推進部推進企画課 053-476-3121
J Aみっかび	住宅ローン金利軽減項目の 1 項目として取扱い	金 融 課 053-525-1013

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
住んでよし しずおか木の 家推進事業	・自らが居住するために、静岡県内において、木造住宅を取得（新築・増改築）すること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を 10 m³以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和9年3月1日までであること。 ・施工者は、県内に事業所、または営業所を有する建築業者等であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課
	「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大 30 万円(1棟あたり) 加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大 10 万円(1 棟あたり)の補助加算あり	①054-253-0195 ②054-221-2691
しずおか 木使い施設 推進事業	・静岡県内において、店舗・事務所などの木造施設を建築(新築・増改築)すること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を 10 m³以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」のうち、20%以上が森林認証材であること。	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課

	・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和9年3月1日までであること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。	
	「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大150万円(1棟あたり) 加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大50万円(1棟あたり)の補助加算あり	①054-253-0195 ②054-221-2691
省エネ住宅新築等事業費補助金	・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入 ・県内中小工務店が施工すること ・ZEH水準の省エネ性能を満たすこと ・子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること ※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「みらいエコ住宅2026事業」が利用できます。 ※国の補助金を受けた住宅は当補助金の対象外です。	静岡県 住まいづくり課
	定額 40万円/戸 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大30万円の補助加算 さらに、しずおか優良木材等のうち、森林認証材を使用した場合、最大10万円の上乗せ加算	054-221-3084
みらいエコ住宅2026事業	みらいエコ住宅事業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築すること等。 ※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	みらいエコ住宅2026事業事務局 0570-081-789
給湯省エネ2026事業	給湯省エネ事業者と不動産売買契約を締結し、高効率給湯器が設置された新築住宅(注文・分譲)を購入すること等。 ※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	給湯省エネ2026事業事務局 0570-081-789
ZEH補助金(新築戸建)	・ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること。 ・一般社団法人 環境共創イニシアチブに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること。 ※設備等に関する追加の要件があります。詳細は各補助事業の公募要領を必ず御確認ください。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

	ZEH 4～8 地域 45 万円/戸 ZEH+ 5～8 地域 80 万円/戸 ※必須要件の選択に応じて加算あり	03-5565-4030
②リフォーム		
住んでよし しずおか木の 家推進事業	・静岡県内において、自らが居住する住宅をリフォームすること。 ・リフォームは、仕上材に「しずおか優良木材等」を 20 m²以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和9年3月1日までであること。 ・施工者は、県内に事業所、または営業所を有する建築業者等であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課
	「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大 14 万円(1棟あたり) 加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大4万円(1 棟あたり)の補助加算あり	①054-253-0195 ②054-221-2691
しずおか 木使い施設 推進事業	・静岡県内において、住宅兼店舗などの木造施設を木質化すること。 ・施設の木質化は、「しずおか優良木材等」を 20 m²以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」のうち、20%以上が森林認証材であること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和9年3月1日までであること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課
	「しずおか優良木材等」使用量、または、使用面積に応じて最大 100 万円(1棟あたり) 加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大 28 万円(1 棟あたり)の補助加算あり	①054-253-0195 ②054-221-2691

みらいエコ住宅 2026 事業	みらいエコ住宅事業者と工事請負契約を締結し、住宅のリフォーム工事を行うこと。	みらいエコ住宅 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789
先進的窓リノベ 2026 事業	窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事を行うこと等。	先進的窓リノベ 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789
給湯省エネ 2026 事業	給湯省エネ事業者と工事請負契約を締結し、既存住宅へ高効率給湯器の設置工事を行うこと等。	給湯省エネ 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789
賃貸集合給湯省エネ 2026 事業	賃貸集合住宅のオーナー等が賃貸集合給湯省エネ事業者と工事請負契約を締結し、従来型給湯器を小型省エネ型給湯器へ交換する工事を行うこと等。	賃貸集合給湯省エネ 2026 事業事務局
	※事業の詳細は公式ホームページを御確認ください。	0570-081-789
既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (環境省事業)	既存住宅のエネルギー消費効率の改善と脱炭素化を支援するため、高性能建材(断熱材、窓・ガラス、玄関ドア)を用いた断熱リフォームに対し補助します。 詳細については問合せ先 HP でご確認ください。 https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html	公益財団法人北海道環境財団
	補助率 1/3 (1)戸建て住宅 上限 120 万円/戸 (2)集合住宅 上限 15 万円/戸 (玄関ドアも改修する場合は 20 万円)	011-206-1573
ZEH+改修 (既築住宅の ZEH+ 改修実証支援事業)	以下等の要件を満たす個人・法人申請を対象とする (1) 既存戸建住宅の天井(屋根)・外壁・床・基礎いずれか 1 部位の外気に接する部分全てを断熱改修すること。 (2) 改修後の住宅が BEI $\leq$ 0.7 を満たすこと。 (3) 改修後の住宅の外皮性能が地域区分毎に定められた断熱等性能等級 6 以上の外皮平均熱貫流率(UA 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η AC 値)を満たすこと。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

	※その他要件等、詳しくは SII ホームページを御確認ください。 ・補助率 1/3 以内(補助対象経費) 地域区分による上限 5～8 地域:1 住戸あたり 300 万円 ※一般公開を実施する場合、広報費加算あり	03-5565-3110
ZEH リノベ	以下等の要件を満たす個人・法人申請を対象とする (1) 既存戸建住宅または既存集合住宅の住戸に対し、外皮に対する断熱材の施工、または内窓設置・外窓交換・ドア交換いずれかの施工を実施すること。 (2) 改修後の住宅の設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。 (3) 改修後の住宅の外皮性能が地域区分毎に定められた断熱等性能等級 5 相当以上の外皮平均熱貫流率(UA 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η AC 値)を満たすこと。 ※その他要件等、詳しくは SII ホームページを御確認ください。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
	・改修部分に応じて定額積上 上限 1 住戸あたり 250 万円	03-6228-4047
ZEH 診断	以下等の要件を満たす個人・法人申請を対象とする (1) 既存戸建住宅または既存集合住宅の住戸に対し、住宅のエネルギー性能を把握する省エネ診断を実施すること。 (2) 現地調査を実施し、記録を保存すること。 (3) 診断結果報告書を作成し、提出すること。 ※その他要件等、詳しくは SII ホームページを御確認ください。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
	・補助率 1/3 以内(補助対象経費) BELS を取得する場合の上限 1 住戸あたり 25 万円 BELS を取得しない場合の上限 1 住戸あたり 20 万円	03-6228-4047
③移住・定住		
移住・就業 支援金	次の(1)～(4)の全てに該当する方 (1)ア、イのいずれにも該当する方 ア 移住する直前の 10 年間のうち、通算5年以上 「東京 23 区に在住していた方」または、「東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区へ通勤していた方」 イ 移住する直前に、連続して1年以上 「東京 23 区内に在住していた方」または、「東京圏の条件 不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区内へ通勤していた方」	静岡県 くらし・環境 部 企画政策課

	※東京圏の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限とする。高等専門学校は 2 年）も本事業の移住元としての対象期間とすることができません。 ※条件不利地域に該当する市町村は、県 HP を確認 (https://iju.pref.shizuoka.jp/lp/support.html) (2)支援金申請時に、移住後 1 年以内であること (3)移住先の市町村に、支援金申請後 5 年以上継続して居住する意思があること (4)次のア～オのいずれかに該当する方 ア【就業】静岡県の静岡県移住・就業支援金求人サイト (https://shizuoka-job.jp/) に移住・就業支援金の対象として掲載された求人に新規就業した方 イ【起業】(公財)静岡県産業振興財団が実施する起業支援事業の交付決定を受けた方 ウ【専門人材】内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方 エ【テレワーク】自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠としながら、移住元での業務を引き続き行う方（ただし、週 20 時間以上テレワークを実施すること） オ【関係人口】各市町が設定する本事業における「関係人口」の要件に該当する方 ※各市町の関係人口の要件は、県 HP を確認 (https://iju.pref.shizuoka.jp/lp/support.html) ※同一の市町に対しての支援金の申請は、同一世帯で 1 回に限ります	
	2 人以上の世帯の場合 100 万円 ※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円を加算 (18 歳未満の世帯員とは、申請年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の世帯員をいいます。) 単身の場合 60 万円	054-221-2540

⑥高齢者や障害のある方		
介護保険の 住宅改修	・要介護又は要支援認定を受けた方で、住宅改修を行う方 ・市町に事前に申請すること。 ・厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること。 ＜住宅改修の種類＞ (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸などへの扉の取替え (5)洋式便器などへの便器の取替え (6)上記(1)～(5)に付帯して必要な工事	市町窓口
	原則として対象経費の 9/10(限度額 18 万円) ただし、 一定以上の所得のある人は対象経費の 8/10(限度額 16 万円) 特に所得が高い人は対象経費の 7/10(限度額 14 万円)	P21 以降 参照
日常生活用具 給付等事業	日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者の方に対する給付	市町窓口
	用具の購入費、改修費、対象者、限度額等は各市町にお問い合わせください。	P21 以降 参照
⑦住宅に困窮する方		
住居確保 給付金	【就職活動を支えるための家賃の補助】 離職などで収入が減少し、家賃の支払いに悩む方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として、家賃額を補助する。 対象者 ・離職/事業廃止 後2年以内の方 ・自分の責任や都合ではない理由で、休業などになって収入が減った方 要件 ・収入が基準額＋家賃額(限度額あり)より少ない。 ・資産(預貯金、手持ち金)合計が基準額の 6 倍以下。 支給期間 ・原則3ヶ月(最長9ヶ月)。 【家計の立て直しのための転居費用の補助】 収入が大きく減少し、家賃の低い住宅に転居する必要がある方で要件を満たす方に転居費用を補助する。 対象者	静岡県 健康福祉部 地域福祉課

	・収入が大きく減少し住まいを失った方、または家計改善のために家賃が安い住居に転居する必要がある方。 ※対象例 配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方。 病気により離職し働いて収入が増やせない方。 要件 ・収入、資産の要件は上記家賃の補助と同様。 ・転居によって家計が改善することが認められること。 ※上限や、補助対象外(敷金、前家賃等)となる経費あり。	
	各市町により異なる (P21 以降参照)	054-221-3501
⑧災害対策		
わが家の 専門家診断事業	市町が派遣する専門家による耐震診断を無料で受けられます 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	自己負担額 5,000 円/戸 (補助額 45,000 円/戸) ※市町により、補助額等が異なります。	市町窓口 (P21 以降参照)
木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画 一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方 以下の条件を満たすこと (1)耐震診断の結果、倒壊の危険性が高い住宅 (2)改修後の評点が 1.0 以上に向上する耐震補強工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	一般世帯(補助上限額:80 万円～145 万円) 高齢者のみ世帯等(補助上限額:110 万円～145 万円) ※市町により、補助額等が異なります。	市町窓口 (P21 以降参照)

木造住宅の 簡易改修事業 部分補強事業 外部改修事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方 以下の条件を満たすこと (1)簡易改修 1.耐震診断の結果、事前の上部構造評点が 0.7 未満の住宅 2.改修後の評点が 0.7 以上に向上する耐震改修工事 (2)部分補強 1.耐震診断の結果、事前の上部構造評点が 1.0 未満の住宅 2.1階の一の居室について行う耐震補強工事 (3)外部改修 1.耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 以上 1.0 未満の住宅 2.屋根の軽量化や外壁面への補強材設置等の改修工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	一般世帯(補助上限額:85 万円) 高齢者のみ世帯等(補助上限額:95 万円) ※市町により、補助額等が異なります。 また、補助事業を実施していない市町もあります。	市町窓口 (P21 以降 参照)
耐震シェルター 整備事業 防災ベッド 整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	一般世帯(補助上限額:8.2 万円～50 万円) 高齢者のみ世帯等(補助上限額:8.2 万円～60 万円) ※市町により、補助額等が異なります。 また、補助事業を実施していない市町もあります。	市町窓口 (P21 以降 参照)
ブロック塀等 の安全確保事業	・危険なブロック塀等除却事業 地震発生時において、倒壊等の危険がある道路等に面したブ ロック塀・石塀等の除却工事 ・ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等) 緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀の耐 震改修又は建替え又は除却工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	各市町の制度により異なります。 ※建替え事業は、実施をしていない市町もあります。	市町窓口 (P21 以降 参照)

⑨被災者支援																																					
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	・屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展開をすることで、住宅の損傷被害の拡大を防止する。			静岡県 住まいづくり課																																	
	準半壊以上（相当）の住家被害を受けたもの：53,900 円以内			054-221-3081																																	
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	・被災した住宅の屋根や台所、トイレ、風呂など日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理であること ・原則、応急仮設住宅の利用をしていないこと ※ただし、住宅が半壊以上であり、応急修理の工事期間が1ヶ月を超える場合は、工事期間中に限り、賃貸型応急住宅の利用が認められる			静岡県 住まいづくり課																																	
	大規模半壊の住家被害を受けたもの又は半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの：73 万9千円以内 準半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの：35 万8千円以内			054-221-3081																																	
被災者生活再建支援制度	生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、その生活の再建を支援する。			静岡県 健康福祉部 企画政策課																																	
	一定規模以上（1市町 10 世帯以上の全壊災害等）の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方 以下の(1)と(2)の合計額を定額（渡し切り）方式で支給 （単数世帯はそれぞれ 3/4） ※用途の制限はありません。			054-221-2363																																	
<table><tr><th rowspan="2">被害 (損害割合)</th><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">(1)基礎支援金 (1世帯当たり)</th><th colspan="3">(2)加算支援金（1世帯当たり）</th></tr><tr><th>建設・購入 する場合</th><th>補修 する場合</th><th>賃借 する場合</th></tr><tr><td>全壊 (50%以上)</td><td></td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>大規模半壊 (40%～50%)</td><td></td><td>50万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊 (30%～40%)</td><td></td><td>—</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>半壊以上・解体 (全壊扱い)</td><td></td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>					被害 (損害割合)	区 分	(1)基礎支援金 (1世帯当たり)	(2)加算支援金（1世帯当たり）			建設・購入 する場合	補修 する場合	賃借 する場合	全壊 (50%以上)		100万円	200万円	100万円	50万円	大規模半壊 (40%～50%)		50万円	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 (30%～40%)		—	100万円	50万円	25万円	半壊以上・解体 (全壊扱い)		100万円	200万円	100万円	50万円
被害 (損害割合)	区 分	(1)基礎支援金 (1世帯当たり)	(2)加算支援金（1世帯当たり）																																		
			建設・購入 する場合	補修 する場合	賃借 する場合																																
全壊 (50%以上)		100万円	200万円	100万円	50万円																																
大規模半壊 (40%～50%)		50万円	200万円	100万円	50万円																																
中規模半壊 (30%～40%)		—	100万円	50万円	25万円																																
半壊以上・解体 (全壊扱い)		100万円	200万円	100万円	50万円																																

被災者自立生活再建支援事業	被災者生活再建支援制度の適用外の自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、その生活の再建を支援する。	静岡県健康福祉部企画政策課																											
	被災者生活再建支援制度の適用とまらない規模の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方 以下の(1)と(2)の合計額を定額(渡し切り)方式で支給 (単数世帯はそれぞれ 3/4) ※使途の制限はありません。 <table><tr><th rowspan="2">区 分 被害 (損害割合)</th><th rowspan="2">(1)基礎支援金 (1世帯当たり)</th><th colspan="3">(2)加算支援金 (1世帯当たり)</th></tr><tr><th>建設・購入 する場合</th><th>補修 する場合</th><th>賃借 する場合</th></tr><tr><td>全壊 (50%以上)</td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>大規模半壊 (40%～50%)</td><td>50万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊 (30%～40%)</td><td>—</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>半壊以上・解体 (全壊扱い)</td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>	区 分 被害 (損害割合)	(1)基礎支援金 (1世帯当たり)	(2)加算支援金 (1世帯当たり)			建設・購入 する場合	補修 する場合	賃借 する場合	全壊 (50%以上)	100万円	200万円	100万円	50万円	大規模半壊 (40%～50%)	50万円	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 (30%～40%)	—	100万円	50万円	25万円	半壊以上・解体 (全壊扱い)	100万円	200万円	100万円	50万円
区 分 被害 (損害割合)	(1)基礎支援金 (1世帯当たり)			(2)加算支援金 (1世帯当たり)																									
		建設・購入 する場合	補修 する場合	賃借 する場合																									
全壊 (50%以上)	100万円	200万円	100万円	50万円																									
大規模半壊 (40%～50%)	50万円	200万円	100万円	50万円																									
中規模半壊 (30%～40%)	—	100万円	50万円	25万円																									
半壊以上・解体 (全壊扱い)	100万円	200万円	100万円	50万円																									
被災者住宅再建支援事業	被災者生活再建支援制度で規定する自然災害により、住宅に半壊被害を受けた世帯であって、経済的理由等により住宅を再建することが困難な方を支援する。	静岡県健康福祉部企画政策課																											
	一定規模以上(1市町 10 世帯以上の全壊災害等)の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方 住宅の建設、購入、補修費 限度額 50 万円※ ※所得や年齢等の制限があります。 ※制度の利用については、お住まいの市町にお問合せください。	054-221-2363																											
災害特別見舞金	短期間に複数回の災害により被災した方の生活の安定化を支援する。	静岡県健康福祉部企画政策課																											
	全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害が発生した日から起算して、13 月を経過する日までに、再度、災害により住家が全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した場合において、当該世帯の世帯主に支給 (再度被害の罹災証明書の区分により支給) ※使途の制限はありません。 <table><tr><th>被害 (損害割合)</th><th>全壊 (50%以上)</th><th>半壊 (20%～50%)</th><th>準半壊 (10%～20%)</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td>支給額 (1世帯当たり)</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td></tr></table>	被害 (損害割合)	全壊 (50%以上)	半壊 (20%～50%)	準半壊 (10%～20%)	床上浸水	支給額 (1世帯当たり)	10万円	5万円	2万円	2万円	054-221-2363																	
被害 (損害割合)	全壊 (50%以上)	半壊 (20%～50%)	準半壊 (10%～20%)	床上浸水																									
支給額 (1世帯当たり)	10万円	5万円	2万円	2万円																									